

厚生労働省 東京労働局発表 平成22年7月7日

担	東京労働局労働基準部労働時間課 労働時間課長 黒須 悟 課長補佐 西尾玲子
当	電話：03（3512）1613

改正「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発活動 について

東京労働局(局長 東 明洋)では、「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)が改正されたことについて、現在、集中的な周知・啓発の取組を実施していますが、このたび、6月30日までの取組状況を取りまとめた結果は以下のとおりとなっています。

- ①労働局幹部の訪問による主要な経済団体(東京商工会議所、東京都中小企業団体中央会、東京経営者協会)への周知協力の要請
- ②労働局の労働時間担当コンサルタントの訪問による事業主団体への周知協力の要請 29団体
- ③労働局、労働基準監督署による会議・会合の場での事業主等への周知 65回
4, 183名

さらに、都内の主な業種別、地域別事業者団体120団体に対しては、文書及びパンフレットの送付により同様の要請をしました。

(参考1：要請文写、参考2)

本ガイドラインは、事業主などが労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めているものですが、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)等をふまえ、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図ることを目的とした改正が行われたものです。

当局においては、今後とも、あらゆる機会を通じてガイドラインの周知・啓発を行い、年次有給休暇の取得促進についての関係労使の取組を促すこととしています。

参考 1 : 要請文写



東労発基第 1 2 0 号
平成 2 2 年 6 月 1 日

(要請先団体) 殿

東京労働局長

「労働時間等見直しガイドライン」の改正について (要請)
(労働時間等設定改善指針)

日頃から労働行政に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の重要性が各方面で議論されていますが、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成 21 年 12 月 8 日閣議決定) 等を踏まえ、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図ることを目的として、労働時間等設定改善指針 (通称「労働時間等見直しガイドライン」) が改正され平成 22 年 4 月 1 日から適用されたところです。

改正の内容は、別紙及びパンフレットのとおりです。

つきましては、本件改正についてご理解いただき、関係者への周知にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)について

労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものへと改善するために、事業主等が取り組むべき事項を定めたものです。※「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に基づくものです。

改正理由

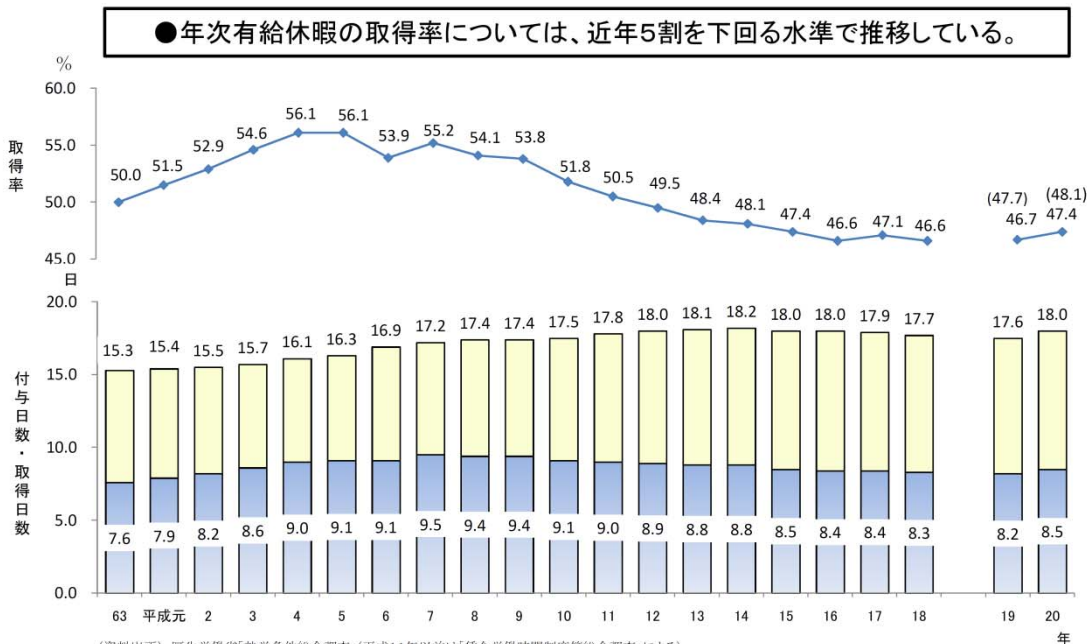
「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)において、「休暇取得促進への支援措置」として本指針を見直すこととされました。

主な改正のポイント

年次有給休暇について、事業主に対して次のような制度的な改善を促すこととしました。(適用日:平成22年4月1日)

- 労使の話し合いの機会において年次有給休暇の取得状況を確認する制度を導入するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を検討しましょう。
- 取得率の目標設定を検討しましょう。
- 計画的付与制度の活用を図る際、連続した休暇の取得促進に配慮しましょう。
 ※「計画的付与制度」とは、年次有給休暇のうち、5日を超える分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度のこと。
- 2週間程度の連続した休暇の取得促進を図るに当たっては、当該事業場の全労働者が長期休暇を取得できるような制度の導入に向けて検討しましょう。

図 1 年次有給休暇の取得率等の推移 (全国)



● 年次有給休暇の取得に対する労働者の意識（平成 21 年、東京）

図 2 年次有給休暇の取得にためらいを感じる労働者の割合

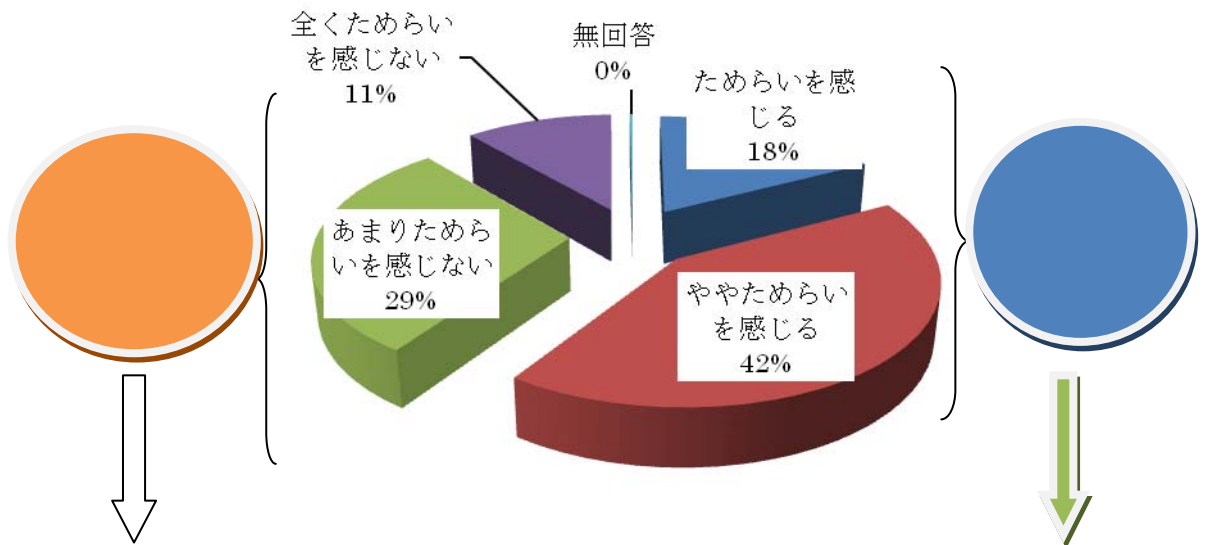


図 3 ためらいを感じない理由(M.A.)

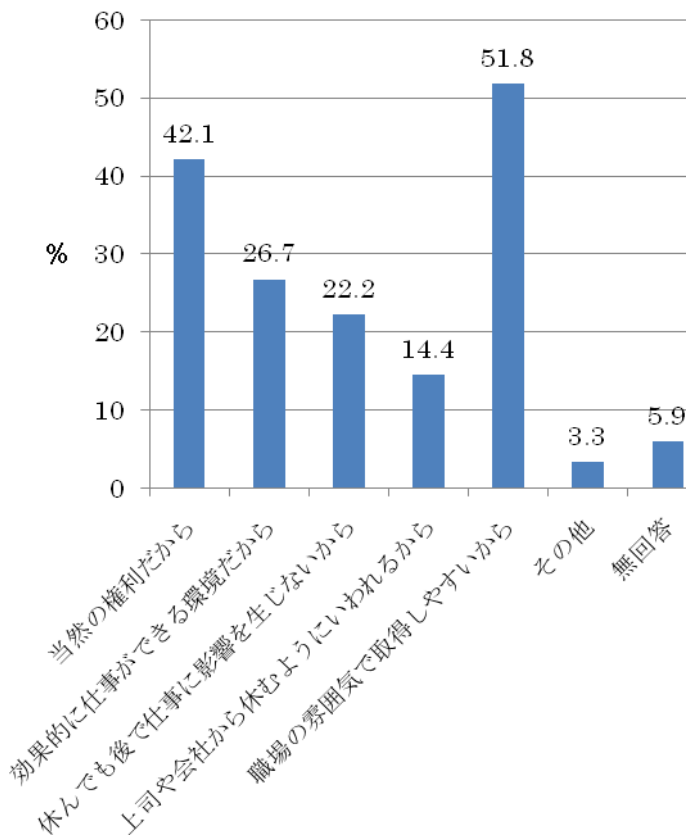
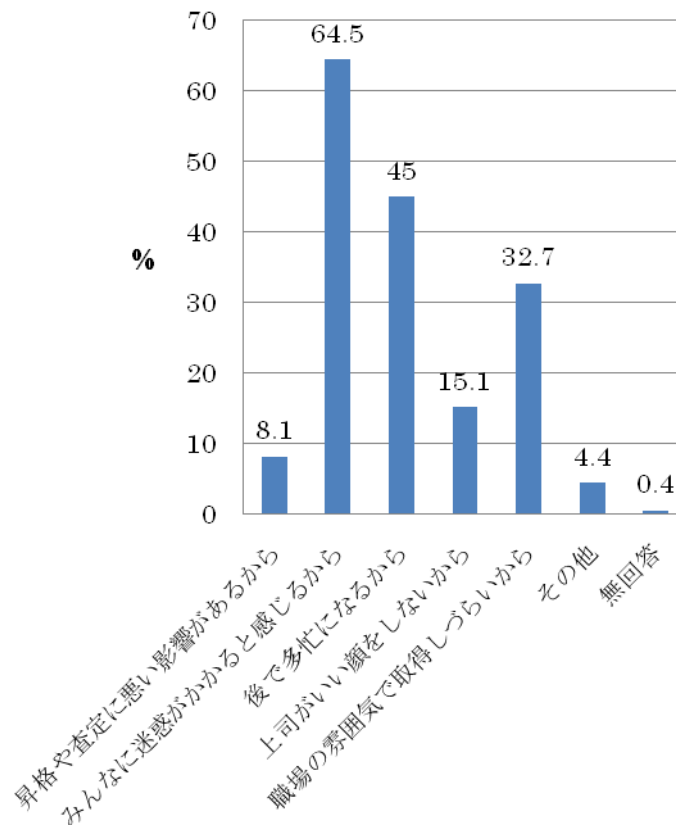


図 4 ためらいを感じる理由(M.A.)



年次有給休暇の取得に際し何らかのためらいを感じている労働者の割合は 6 割に達しており、さらに、ためらいを感じる理由としては、「みんなに迷惑がかかる」、「後で多忙になる」、「職場の雰囲気」を挙げる人が多い。

資料出所：厚生労働省「労働時間等の設定の改善を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」平成 21 年 8 月。
東京都内の企業 690 社とそこに勤務する労働者 1,644 人の回答を集計したもの。

● 労働時間等見直しガイドラインの周知状況（平成 21 年、東京）

図 5 労働時間等見直しガイドラインを知っているか（企業）

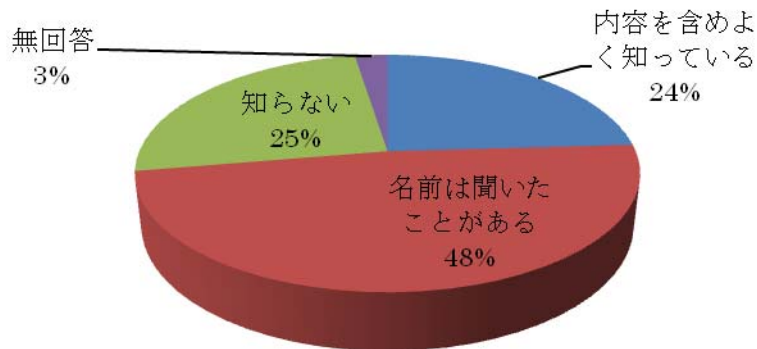
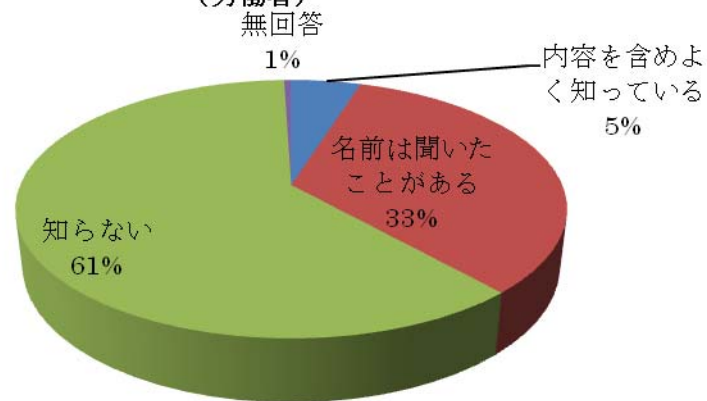


図 6 労働時間等見直しガイドラインについて知っているか（労働者）



労働時間等見直しガイドラインについて「内容も含めよく知っている」のは、企業では 4 分の 1、労働者では 5%に過ぎず、年次有給休暇の取得促進のためには、本ガイドラインの周知の推進が必要である。

資料出所：厚生労働省「労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」平成 21 年 8 月。なお、調査時点は本年 3 月のガイドライン改正前であり、改正後のガイドラインに対する意見ではない。